

第2号様式(第4条関係)

25 都市建建第 530 号
平成 25年 7月 31日

(株)信太商店

信太 裕介 殿

東京都知事

猪瀬 直樹



解体工事業者の登録簿への登録通知書

平成 25年 6月 26日 付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり登録したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

登録番号	東京都知事(登一 25) 第 2300 号
登録の有効期間	平成 25年 7月 31日から平成 30年 7月 30日まで

注) 登録の更新申請を行う場合の書類の提出期限:平成 30年 6月 30日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)

(日本工業規格A列4番)